

マージン率等に係る情報提供

相菱エンジニアリング株式会社

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間：令和 4 年度（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）

記

- 令和 5 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 49 人
- 令和 4 年度 派遣先事業所数（実数） 9 件
- 令和 4 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 23,721 円
【1 日当たりの料金額（8 時間労働として計算）】
- 令和 4 年度 派遣労働者の賃金の平均額 15,913 円
【1 日当たりの賃金額（8 時間労働として計算）】
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を
控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 32.9%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 総務 TEL042-776-4351

訓練の内容	対象者	方法	実施 主体	費用 負担	賃金 支給	実施時間/ 人
入社時研修	新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	1 時間
能力向上研修	長期継続中の希 望者	OFF-JT	弊社	無償	有給	年 8 時間

- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和 7 年 3 月 31 日）
・協定労働者の範囲（全ての派遣労働者）
- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費
等を含んだものです。

以上